

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめアンケートの事前告知 見守りの呼びかけを行い、いじめの芽を摘む努力をした。	いじめ防止等研修動画などを活用し、より教職員の共通理解を図っていく。	令和4年12月
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	本校で制定した「学校いじめ対策委員会」の開催が出来ておらず、いじめアンケート後、コアメンバーでの情報共有を行っていた。	規則の改正を行い、「学校いじめ対策委員会」の組織の見直しを諮ると共に、年6回以上の委員会の実施を行うものとする。	令和4年12月
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめから重大事案に展開しないように、ゲートキーパー研修等を行っている。	毎年実施している研修に加え、いじめ防止等研修動画なども活用していく。	令和4年12月
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ調査アンケートの周知を教職員に行っている。また、いじめ防止基本計画において職務内容を定め、本校ホームページに掲載することで、全教職員へ周知した。	今後も定期的な周知を行い、「学校いじめ対策委員会」の存在意義を定着させる。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年度初めの教員会議で、上記アンケートの実施時期等についておおよその流れを周知している。	今後も同様に周知を行っている。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	気になる学生がいた場合には、情報共有するよう徹底している。	いじめに限らず、気になる学生がいる場合には、情報共有するよう、様々な組織から呼び掛けている。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	福島高専いじめ防止等基本計画に重大事態への対処や、「学校いじめ対策委員会」の役割が明記されており、周知されている。	今後も同様に周知を行っている。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	アンケート結果や、その後の面談等の情報については、対応をしている関係教職員で共有している。	今後は、チームズ等を活用し、学生の実態を即座に把握できるよう体制を構築していく。	-
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	検証・反映は出ていない。	今後、年度末に点検を実施し、必要に応じて改正を行うこととする。	令和5年4月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケート3回、全学生面談（4月、12月）の計5回を実施した。気がかりな学生は、学生委員会委員が面談を行っている。また、学生面談で心配な学生は、スクールソーシャルワーカーやカウンセラーにつなぐようにしている。	アンケートの設問を見直し、「いじめ」というワードを出さずにいじめの芽になりそうな事柄を拾いあげられる設問に変更した。	令和4年12月
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	いじめに関する内容相談などは、主にカウンセラーではなくソーシャルワーカーが対応している。現状、深刻な相談はなかったため、委員会の構成員全員への情報共有は行っていなかった。（担当の学生主事のみ情報共有を行っていた。）	今後、深刻な内容で対応や見守りが必要な場合には、委員会構成員への情報共有を行うものとする。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	全学生を対象に毎年SNS講座を実施している。	今後もオンラインなどを活用し、いじめに関する研修を実施していく。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめアンケート実施の際に、「いじめの定義」について説明を行っている。	令和4年12月にアンケート内容を見直したことに伴い、「いじめの定義」の説明が抜けてしまったため、次回アンケート実施時には、改めて「いじめの定義」も周知したうえで、実施する。	令和5年2月
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	いじめ調査アンケートの際に学生の自覚を促すよう周知している。	今後もアンケート実施や研修実施の際に、学生へ呼びかけていく。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校ホームページにおいて、学校いじめ防止等基本計画や学校いじめ問題対策委員会設置要項を掲載し、周知を行っている。	後援会総会において、学校におけるいじめ防止の取組を説明する。また、保護者宛書にて、いじめ防止の取組について周知を行った。	令和5年4月 令和4年12月
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	被害者・加害者およびその保護者に対して、学内対応方針を伝えることとしている。	いじめが認知された場合の対応について、適切かつ迅速に対応できるよう、全教職員での周知を徹底する。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	実施できなかった。	福島高専研究会において、説明を行い、連絡・協力体制の依頼を行う。	令和5年1月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	平成30年度より、「チーム福島高専」を発足させ、警察署・弁護士・スクールソーシャルワーカーなどが連携を行い、直ちに情報共有が出来る態勢を構築している。	今後も「チーム福島高専」として、迅速に対応できる体制を維持していく。	-